

住宅改修Q & A

	項目	質問	回答
1	手すりの取り付け	本人や家族が取り付けを行う場合は支給対象になるか。	ご本人やご家族の方が取り付けをされる場合は材料費のみが支給対象となります。提出書類等ご質問がありましたら高齢福祉課（0567-55-7116）までお願いいたします。
2	手すりの取り付け	引き戸が重く、持ち手に手すりを設置して開けやすくしたい。	家具等固定されていない場所への手すり設置は介護保険の給付対象にはなりません。
3	手すりの取り付け	1階から2階への階段の手すりの設置は支給対象になるか。	住宅改修は、「日常生活上、必要なもの」を対象としています。1階に居住スペースがある場合は、2階への階段の手すりの設置は給付対象外です。2階に上がるための理由、頻度によれば、保険給付の対象となる場合があります。
4	手すりの取り付け	2階へ洗濯を干しに行っているが、夫が認知症で後を着いてきてしまうので、階段の手すりを付けたい。	住宅改修は、「日常生活上、必要なもの」を対象としています。1階に居住スペースがある場合は、2階への階段の手すりは給付対象とはなりません。
5	手すりの取り付け	既に付いている手すりの高さが身体状況に合っていないため新しいものを付け直したい。	既存の手すりの形状が合っておらず、再利用ができない場合（老朽化・破損して使うことができない場合は除く）については、新たなものに取り換える費用も支給対象としています。
6	手すりの取り付け	玄関から畑へ行くための動線に手すりをつけたい。	道路に出るためや、洗濯物を干すために庭に降りる必要がある場合等、生活に必須であると判断可能な手すりの設置は支給対象としていますが、庭木や畑の手入れのための手すり等は支給対象とはなりません。
7	段差の解消	住宅周辺に飛び石があるなどして、車いすで移動する際、転倒の危険があるが支給対象となるか。	支給対象です。
8	段差の解消	浴槽の段差解消でユニットバスにする場合、支給の対象となるか。	介護保険の対象箇所のみ支給対象となります。施工費の按分が出来ない場合は全て支給の対象外となります。
9	段差の解消	和式便器から洋式便器に変更する際の段差の解消は支給対象となるか。	支給対象です。
10	滑りの防止・移動円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更	畳が古くなってしまったための付け替えや床材の変更も、支給対象となるか。	単なる老朽化や破損などが原因の住宅改修は支給対象とはなりません。
11	滑りの防止・移動円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更	畳の部屋にベッドを置くこととなったため、床材をフローリングに変更する改修は支給対象となるか。	床材変更の目的が「移動の円滑化」に該当しないため、支給対象とはなりません。

12	滑りの防止・移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	庭に昇降機を置くための、コンクリート舗装は支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外なので、それに伴うコンクリート舗装も支給対象とはなりません。
13	引き戸等への扉の取り換え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、要介護者の身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取り替えとして支給対象となります。
14	引き戸等への扉の取り換え	ガラス張りの引き戸が危険であるため、普通の引き戸に変えたいが、支給の対象となるか。	引き戸から引き戸への変更は支給の対象なりません。
15	洋式便器等への便器の取り替え	既存の洋式便器からウォシュレット機能等が付加された便座に取り換える場合、支給対象になるか。	支給対象にはなりません。 介護保険制度において便器の取り替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。
16	洋式便器等への便器の取り替え	既存の洋式便器が、座高が低くかさ上げ工事をする場合、洋式から洋式への変更は住宅改修の支給対象となるか。	被保険者の身体状況に見合った改修であれば支給されますが、老朽化による改修であれば支給対象にはなりません。 また、洋式便座のかさ上げについては福祉用具購入品に補高便座があるので、はじめにそちらを検討していただく必要がございます。
17	その他	住宅改修を何度も申請することは可能か。	合計金額が20万円になるまでは、何度でも申請することができます。 また、「介護の必要の程度」が3段階以上あった場合や転居した場合は、再度20万円を上限とした申請が可能になります。
18	その他	住宅改修を行う際、指定の業者に頼まないといけないか。	受領委任払いの場合は、愛西市に登録されている住宅改修受領委任払い制度取扱事業所でなければ利用できません。 償還払いの場合は、業者の指定は行っておりません。
19	その他	現在、娘の家に住んでいるのでそちらで住宅改修を行いたい。	住民票と異なる住所地にある住宅で生活されている利用者が当該住宅に工事を希望する場合は、住民票を異動する意思があれば異動前であっても受け付けます。意思がなければ保険給付の対象とすることができません。 事後申請は異動後の受付となります。
20	その他	住宅改修後、事後申請をする前に本人が亡くなった場合、支給対象になるか。	住宅改修後、1日でもご本人が改修場所を使用した場合は支給の対象になります。
21	その他	現在入院中で、退院前に自宅での生活のため住宅改修を行いたい但支給対象となるか。	退院前であっても、事前申請を行い、工事を進めることができます。問15回答同様、1日でもご本人が改修場所を使用した場合は支給の対象となります。 事後申請は退院後の受付となります。
22	その他	家族に2人要介護認定を受けている者がいる場合、2人合わせて40万円の住宅改修を行うことは可能か。	それぞれの被保険者に応じた改修を行い、同一住宅について合計40万円の改修を行うことは可能です。 その場合、住宅改修の範囲が重複しないように申請していただく必要があります。
23	その他	着工時の負担割合は2割だったが、領収日時点では1割負担の場合、どちらの負担割合で計算したらよいか。	領収日時点での負担割合で計算してください。

24	その他	要介護認定申請中で、まだ結果は出ていないが住宅改修をすることは可能か。	要介護認定の申請日からサービスを利用することが可能なため、住宅改修の事前申請をしていただいても構いません。ただし、要介護認定の結果が非該当となった場合は、支給の対象とはならず、全額自己負担となりますのでご注意ください。 <u>事後申請は認定結果が出た後の受付となります。</u>
25	その他	事前承認を受けた後、追加で工事を依頼された場合はどうすればいいですか？	原則別件として扱われますので、再度事前申請を提出してください。